

原子力損害賠償実施方針

2020年3月
北陸電力株式会社

目次

1.	はじめに.....	1
2.	原子力事業者の氏名又は名称及び住所.....	1
3.	原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地.....	1
4.	原子炉の運転等の種類.....	1
5.	原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額.....	1
6.	原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策.....	4
	(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方.....	4
	(2) 被害申出窓口の開設の方針.....	4
	(3) 被害の申出の受付の方針.....	4
	(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針.....	5
	(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針.....	5
7.	原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置.....	5
8.	原子力損害の賠償の実施に関する国，保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策.....	6
9.	原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策.....	6
10.	原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策.....	6
11.	損害賠償実施方針の変更の記録.....	6
12.	損害賠償実施方針に関する問合せを受けるための連絡先.....	6

1. はじめに

核燃料物質の原子核分裂の過程の作用または核燃料物質等の放射線の作用もしくは毒性的作用により生じた損害(以下「原子力損害」という。)の賠償の迅速かつ適切な実施を図るため、「原子力損害の賠償に関する法律」(昭和36年法律第147号)第17条の2に基づき、本方針を定める。

2. 原子力事業者の氏名又は名称及び住所

名 称 北陸電力株式会社
住 所 富山県富山市牛島町15番1号

3. 原子炉の運転等に係る全ての工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 志賀原子力発電所
所在地 石川県羽咋郡志賀町赤住1

4. 原子炉の運転等の種類

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
- (2) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」
- (3) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「核燃料物質等の運搬」

5. 原子炉の運転等に係る損害賠償措置の種類及び賠償措置額

- (1) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第1号に定める「熱出力が1万キロワットを超える原子炉の運転」
 - a. 損害賠償措置の種類
原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結

b. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険証券記載の施設において保険期間中に発生した事故により原子力損害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害。ただし、次に掲げる原子力損害を除く。

ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害

イ. 正常運転によって生じた原子力損害

ウ. 事故発生日から10年経過後, 被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害

エ. 被保険者の故意, その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額:1,200億円

(b) 原子力損害賠償補償契約

範囲：契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの

ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害

イ. 正常運転によって生じた原子力損害

ウ. その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額:1,200億円

(2) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第18号に定める「核燃料物質等の運搬」

a. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結

b. 契約によりうめることのできる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

範囲：保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力災害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る被害。ただし、次に掲げる原子力損害を除く。

- ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害
- イ. 正常運転によって生じた原子力損害
- ウ. 事故発生日から10年経過後, 被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害
- エ. 被保険者の故意, その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額:40億円

(b) 原子力損害賠償補償契約

範囲:契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの

- ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害
- イ. 正常運転によって生じた原子力損害
- ウ. その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって, 当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額:40億円

(3) 原子力損害の賠償に関する法律施行令第2条第19号に定める「核燃料物質等の運搬」

a. 損害賠償措置の種類

原子力損害賠償責任保険契約および原子力損害賠償補償契約の締結

b. 契約によりうめることができる原子力損害の範囲と賠償に充てることができる金額

(a) 原子力損害賠償責任保険契約

範囲:保険証券記載の核燃料物質等の輸送中に当該核燃料物質等により発生した事故による原子力災害が生じたことを理由とする法律上の損害賠償責任または保険証券記載の契約上の損害賠償責任を負担することによって被る被害。ただし, 次に掲げる原子力損害を除く。

- ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害
- イ. 正常運転によって生じた原子力損害
- ウ. 事故発生日から10年経過後被保険者に損害賠償請求が行われた原子力損害
- エ. 被保険者の故意, その他保険証券・約款に記載された免責事由によって生じた原子力損害

金額:240億円

(b) 原子力損害賠償補償契約

範囲: 契約証書記載の原子炉の運転等により与えた原子力損害で次に掲げるもの

- ア. 地震, 噴火又は津波によって生じた原子力損害
- イ. 正常運転によって生じた原子力損害
- ウ. その発生の原因となった事実に関する限り原子力損害賠償責任保険契約によってうめることができる原子力損害であって, 当該事実があった日から10年を経過する日までの間に被害者から賠償の請求が行われなかったもの

金額: 240億円

6. 原子力損害の賠償に係る事務の実施方法及び当該事務の迅速かつ適切な実施を図るための方策

(1) 賠償に係る事務の実施に当たっての基本的な考え方

原子力損害の賠償を迅速かつ適切に実施するため, 当社は被害者の救済と安心の確保を最優先にすることを基本とし, 被害者の個別の事情に応じて誠実, 柔軟な対応を行うとともに被害者間の公平性が確保されるよう配慮する。

(2) 被害申出窓口の開設の方針

原子力損害が発生した場合, 賠償請求に関する受付・相談等の窓口(以下「被害申出窓口」という。)の開設を速やかに準備する。

なお, 被害申出窓口を開設する場所については, 被害者のアクセス等を考慮するとともに, 損害の規模によっては複数箇所の設置を検討する。

また, 被害申出窓口の開設にあたっては, 関係機関へ報告するとともに, プレスリリース等を通じて広く被害者に周知する。

被害申出窓口においては, 迅速かつ丁寧に手続きを進めるとともに, 相談内容に応じた柔軟な対応を行う。

(3) 被害の申出の受付の方針

原子力損害の賠償請求の受付に当たっては, 被害者に対する案内書類を用意するとともに, 周辺住民等からの問合せに適切に対応できるよう準備したうえで, 必要に応じ, 被害状況の把握や被害者に対する被害申出の方法に関する案内等について, 関係機関と連携し対応する。

請求書の書式及び具体的な添付資料については、被害者間の公平性や手続きの厳格性の観点を踏まえながら、できる限り賠償請求に関する被害者の負担が軽減されるものとしたうえで、被害者からの相談に対しては個別事情をよく伺いながら丁寧に対応する。

(4) 被害額の算定等の交渉と賠償金の支払の方針

請求書を受け付けた後の被害者との協議に当たっては、事実関係や被害額の算定等について、当事者同士による話し合いの中で合意を積み重ねていくことを基本として対応する。

また、賠償請求後に新たな損害が判明した場合も同様に、話し合いの中で合意を重ねていき、当社と被害者の間で合意に至った場合には、合意書を取り交わし、その後、速やかに賠償金を被害者に支払う。

(5) 賠償の迅速性及び柔軟性の確保の方針

迅速かつ適切な賠償のため、社内規則において具体的な業務処理方法及び役割分担等を含む運用の細目をあらかじめ整えておく。

また、原子力損害賠償責任保険契約については民間保険引受会社、原子力損害賠償補償契約については文部科学省（以下、民間保険引受会社及び文部科学省をまとめて「保険者」という。）との間で、保険金や補償金の算定について速やかな協議を行う。

損害の全てが確定する前の段階であっても、必要に応じて政府の仮払い制度を利用することにより、保険者による保険金等の支払いを待たずに、確定した損害部分のみに関する賠償を先行して行うなど、柔軟に対応する。

7. 原子力損害の賠償の実施に当たって取得する被害者に関する情報を適正に管理するために必要な措置

業務の遂行に関して取得した個人情報については、法令、関係省庁のガイドライン及び社内規則を遵守し、適切に取り扱う。

これらの情報は、被害者の被害情報が記録された機微な情報に該当することから、その利用については本業務の遂行に必要な範囲内に限定し、厳重に管理する。

また、被害者との間の賠償請求手続きに関する経過・結果等については、適切に記録・管理、正確に更新・保存する。

8. 原子力損害の賠償の実施に関する国、保険者及びその他関係機関との連絡調整の迅速かつ適切な実施を図るための方策

平常時から、担当箇所を定め、国、保険者及びその他関係機関と連絡先を共有する。

原子力損害の発生時には、国、保険者及びその他関係機関との間で、原子力損害の原因となる事象や損害賠償の状況等の必要な情報を逐次共有する。

9. 原子力損害賠償紛争審査会による和解の仲介が行われた場合における紛争の解決を図るための方策

被害者から和解仲介手続きの申立てがなされた場合は、可能な限り速やかに対応し、当該和解仲介手続において提示された和解案を尊重しつつ検討するとともに、和解仲介の対応等の手続きに当たっては迅速に対応する。

10. 原子力損害賠償紛争審査会による指針が定められた場合における紛争の解決を図るための方策

原子力損害賠償紛争審査会において「原子力損害の範囲等の判定指針」が定められた場合には、当該指針に基づいた迅速な賠償を実施する。上記指針に示されていない損害についても個別の事情を踏まえ適切かつ柔軟に対応する。

11. 損害賠償実施方針の変更の記録

No.	年月日	変更内容	理由
0	2020年3月31日	新規作成	-

12. 損害賠償実施方針に関する問合せを受けするための連絡先

北陸電力株式会社

〒930-8686 富山市牛島町15番1号

電話番号 代表 076-441-2511

受付時間 月～金曜日/9時～17時〔祝日・年末年始除く〕